ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）
ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴
ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに国立公文書館への出向者の数
二　財務諸表の要約
三　財務情報
イ　財務諸表に記載された事項の概要
ロ　重要な施設等の整備等の状況
ハ　予算及び決算の概要
ニ　経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況
四　事業に関する説明
イ　財源の内訳
ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明
3　事業報告書には、通則法第三十五条の十第一項の事業計画に記載されたセグメント（国立公文書館を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

第十二条を第十三条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第八条の次に次の一条を加える。

（業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書）

第九条　国立公文書館に係る通則法第三十五条の十一第四項の報告書には、第七条に定める期間に係る事業計画において、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置として定めた項目ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該期間における当該項目の実施状況。なお、当該実施状況は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
イ　当該期間における年度目標及び事業計画の実施状況
ロ　当該期間における業務運営の状況
ハ　当該項目に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値
二　前号に掲げる当該項目の実施状況について国立公文書館が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
イ　評定及び当該評定を付した理由
ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策
ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2　国立公文書館は、前項に規定する報告書を内閣総理大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（事業計画の認可申請に係る経過措置）

第二条　この府令の施行日を含む事業年度の事業計画に係るこの府令による改正後の独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令（次条において「新命令」という。）第五条の規定の適用については、「当該事業年度開始の日の三十日前までに」とあるのは「平成二十七年四月一日以後最初の年度目標の指示を受けた後遅滞なく」とする。

（事業報告書の作成に係る経過措置）

第三条　新命令第十五条第三項の規定は、この命令の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

○内閣府令第二十号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

第一条の見出し及び同条第一項中「審決訟務室並びに」を削る。

第一条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とする。

第七条第一項中「二人」を「一人」に改め、同条第十項中「次に掲げる」を「不公正な取引方法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第九項第五号に係るものに限る。）に係る事件についての審査の開始に係る情報に関する調査に関する」に改め、各号を削る。

附則第三条を削る。

附則第二条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の一条を加える。

（官房総務課審決訟務室）

第二条　官房総務課に、当分の間、審決訟務室を置く。

2　審決訟務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる審判手続に係る審判の事務（公正取引委員会が審判官をして行わせることとした事務を除く。）に関すること及び審決に関すること並びに当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続に係る事務に関すること。

二　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号）附則第二条から第四条までの規定によりなお従前の例によることとされる審判手続に係る審判の事務（これらの規定によりなお従前の例によることとされる審判官の指定の手続により、公正取引委員会が審判官を指定して行わせることとした事務を除く。）に関すること及び審決に関すること並びに当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続に係る事務に関すること。

3　審決訟務室に、室長を置く。

附　則

この府令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○内閣府令第二十一号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法令の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三第二号ロ(3)及び第三十四条の二十六第一項第三号ロ(3)を次のように改める。

(3)　親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失

別紙様式第一号第1の6の〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕の表を次のように改める。